

# 食品安全委員会第 401 回会合議事録

1. 日時 平成 23 年 9 月 29 日（木） 13：59～14：38

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 14 品目 (②～⑭はポジティブリスト制度関連)

①シエノピラフェン	②2, 4-DB
③EPTC	④アミノピラリド
⑤イオドスルフロンメチル	⑥クロルスルフロン
⑦クロロタロニル	⑧シクロキシジム
⑨ジフェンゾコート	⑩テクナゼン
⑪ニコスルフロン	⑫フルカルバゾンナトリウム塩
⑬マレイン酸ヒドラジド	⑭メトスルフロンメチル

(厚生労働省からの説明)

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

・「フラメトピル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 平成 22 年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果について

(4) 食品安全委員会専門調査会運営規程等の一部改正について

(5) その他

## 4. 出席者

(委員)

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 森口基準審査課長

(事務局)

栗本事務局長、中島事務局次長、井原総務課長、坂本評価課長、本郷情報・緊急時対応課長、北池勧告広報課長、前田評価調整官

## 5. 配布資料

資料 1-1 食品健康影響評価について

資料 1-2 「シエノピラフェン」、「2,4-DB」、「EPTC」、「アミノピラリド」、「イオドスルフロンメチル」、「クロルスルフロン」、「クロロタロニル」、「シクロキシジム」、「ジフェンゾコート」、「テクナゼン」、「ニコルスルフロン」、「フルカルバゾンナトリウム塩」、「マレイン酸ヒドラジド」、「メトスルフロンメチル」の食品安全基本法第 24 条の規定に基づく食品健康影響評価について

資料 2 農薬専門調査会における審議結果について〈フラメトピル〉

資料 3 平成 22 年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果について

資料 4-1 食品安全委員会専門調査会運営規程等の一部改正（平成 23 年 9 月 日食品安全委員会決定）（案）の概要

資料 4-2 食品安全委員会専門調査会運営規程等の一部改正（平成 23 年 9 月 日食品安全委員会決定）（案）

## 6. 議事内容

○小泉委員長 ただ今から「第 401 回食品安全委員会会合」を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から森口基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 401 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は 6 点ございます。

まず、資料 1-1、厚生労働大臣からのいわゆる諮問書「食品健康影響評価について」と、その関連資料として資料 1-2 がございます。

それから、資料2が「農薬専門調査会における審議結果について」。

それから、資料3が「平成22年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果について」。

それから、資料4-1、資料4-2として、「食品安全委員会専門調査会運営規程等の一部改正の概要」と、その本体がございます。

資料の不足等ございませんでしょうか。

**(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について**

○小泉委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、厚生労働大臣から9月21日付で、農薬14品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

厚生労働省基準審査課、森口課長から説明をお願いいたします。

○森口基準審査課長 それでは説明させていただきます。

資料の1-2をお手元をお願いいたします。

今回、今、委員長がおっしゃいましたように、14の農薬につきまして残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づきまして食品健康影響評価をお願いするというものでございます。

1ページ目にリストがございますが、1剤目だけが適用拡大、品目の追加でございまして、後の13剤はポジティブリスト制度導入時に設けられた残留基準の見直しに伴う評価の依頼でございます。

では、資料を1枚めくっていただきまして1剤目、「シエノピラフェン」でございます。本剤は、先ほど申しましたように適用拡大申請に伴うものでございまして、構造式はここに示したもので、用途は殺ダニ剤でございます。日本で登録されておりました、かんきつ、なす、りんご等に現在適用がございますが、今回、かき、いちじく、しそ、ししとうへの適用拡大申請があったというものでございます。JMPRで毒性評価なし、国際基準もなし、諸外国でも基準がないというものでございます。食品安全委員会でも過去に3回評価をしていただいております、最初が平成19年に評価

をお願いいたしました。このとき、日本で新規の農薬登録の申請があつて評価をお願いして、その後2回、品目拡大追加があつて評価をお願いしていただいておりますが、ADI はいずれも 0.05 mg/kg 体重/day という評価結果をいただいているものでございます。

なお、3回目のものは、評価結果につきましては今年の7月いただいております、これから部会にかけて処理するという予定になっているものでございます。

次に2剤目でございますが、「2,4-DB」でございます。以下、ポジティブリスト制度導入時の基準の見直しのための評価ですので、食品安全委員会の評価は全部初めてのものになります。

この「2,4-DB」はフェノキシ系の除草剤でございます、日本での登録はなし、JMPR の毒性評価もなく国際基準もないというもので、諸外国ではアメリカで大豆、らっかせい、それから豪州では畜産物等に基準がございます。そのほか、穀類等にも一応検出限界以下という基準があるようでございます。

それから3剤目、「EPTC」でございます。チオカーバメート系の除草剤でございます。日本では登録はなく、JMPR の毒性評価もなし、国際基準もないという品目でございます、諸外国では米国、カナダ、EU、オーストラリアにここにあるような作物での基準があるという品目でございます。

4剤目、「アミノピラリド」でございます。本剤もピリジン系の除草剤でございます、日本でのやはり登録はないというものでございます。JMPR では評価されておまして、ADI が 0.9 mg/kg 体重/day という評価結果になっておまして、国際基準も小麦、大麦、畜産物等に設けられているというものでございます。諸外国でも同じような作物に基準があるというものでございます。

5剤目、「イオドスルフロンメチル」でございます。本剤はスルフォニルウレア系の除草剤でございます。日本での登録はなし、JMPR の評価もなく国際基準もない。アメリカ、カナダに小麦、とうもろこしで基準があるという品目でございます。

6剤目が「クロルスルフロン」でございます。本剤もスルフォニルウレア系の除草剤でございます、日本における登録はない。JMPR の毒性評価もなく国際基準もない。諸外国では、米国、カナダ、EU で小麦、大麦等に基準があるという品目でございます。

7剤目が「クロロタロニル」でございます。フェニル系の殺菌剤でございます、これは日本で登録がございまして、きゅうり、お茶、トマト等に適用がございまして、JMPR でも評価されておまして、ADI が 0.02 mg/kg 体重/day、国際基準もこれらの作物にございまして、諸外国でもこのような5カ国・地域で基準があるという品目でございます。

8剤目、「シクロキシジム」でございます。アセチル CoA カルボシラーゼ阻害の除草剤というものでございまして、これは日本での登録はやはりないものでございます。JMPR では評価されてお

りまして、ADI が 0.07 mg/kg 体重/day、国際基準がばれいしょ、にんじん、ぶどう等に設けられておりまして、EU では同じような作物に基準があるという品目でございます。

9 剤目が「ジフェンゾコート」でございます。これは除草剤でございます。日本での登録はやはりない。JMPR も評価がなく国際基準もない。米国、カナダで小麦、大麦等に基準があるという品目でございます。

10 剤目、「テクナゼン」でございます。植物成長調整剤で、ばれいしょの発芽防止の目的で使われているものでございます。日本での登録はございません。JMPR では評価されておりまして、ADI が 0.02 mg/kg 体重/day、国際基準がばれいしょに設けられているという品目でございます。

11 剤目、「ニコスルフロン」でございます。今回スルフォニルウレア系の除草剤が多いですが、同じものでございます。日本では登録されておらず、JMPR でも毒性評価がなく国際基準もなし。米国、カナダ、EU でとうもろこし等に適用がございます。

12 剤目が「フルカルバゾンナトリウム塩」でございます。本剤も除草剤でございます。日本での登録はなし、JMPR の毒性評価もなく国際基準もなし。また、米国、カナダで小麦等に基準が設けられているという品目でございます。

13 剤目が「マレイン酸ヒドラジド」でございます。植物成長調整剤、除草剤でございます。ばれいしょ等の発芽防止の目的で使われたりしているものでございます。日本での登録はございません。JMPR の評価がありまして、ADI が 0.3 mg/kg 体重/day と、国際基準がばれいしょ、たまねぎ、にんにく等にあり、諸外国でもこれらの5カ国・地域で基準があるという品目でございます。

最後、14 剤目が「メトスルフロンメチル」でございます。これもスルフォニルウレア系の除草剤でございます。日本での登録はなし、JMPR の評価もなく国際基準もなし。また、米国、カナダで小麦、大麦等に基準があるという品目でございます。

最後のページ、別添2でございますが、今回、2回目の評価に当たるものが最初の「シエノピラフェン」でございますが、新たに追加で出されたものは作物残留試験のみでございました。

資料については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問ございませんでしょうか。

畑江さん、どうぞ。

○畑江委員 ちょっと教えてほしいんですが、後ろから3番目に「テクナゼン」ってありますよね。

これ、ばれいしょの発芽を阻止するというのは、使い方としては収穫したばれいしょに噴霧するとか、そういうことですか。それとも畑で噴霧するのでしょうか。

○森口基準審査課長 ちょっと国内登録がないので、外国での使用方法を具体的にまだ、それは調べてみないと分かりませんが、恐らく収穫後に使っていると思います。

○畑江委員 ということは、ポストハーベストということですか。

○森口基準審査課長 ポストハーベストになりますけれども、ポストハーベストがすべて添加物になるのではなくて、食品添加物は食品衛生法の第4条で食品添加物の定義がございますけれども、食品の加工もしくは保存の目的で使うものということになっておりまして、例えば腐敗、変敗を防止するという防かび剤のような、そういう目的のものについては添加物扱いにしておりますけれども、従前から殺虫剤とか発芽防止剤については添加物の定義に該当しないということで、収穫後に使っても、我が国でも農薬の扱いになっております。例えば港に着いたときに殺虫の目的でくん蒸をよく果物なんかはすると思うんですけれども、あれも全部農薬の扱いでございます。

○畑江委員 そうすると、もう一つ、ばれいしょの発芽阻止というのが後ろから2ページ目ですか。これは畑で散布するんですか。

○森口基準審査課長 この除草のほうは、畑で使っているのは間違いないと思いますけれども、発芽防止のほうがちよっとどれもどちらか、今ちよっと手元がないので分かりませんが、多分収穫後に使っているのではないかなと想像するところです。

○畑江委員 同じ薬剤を目的によって畑で使ったり収穫後に使ったりする。

○森口基準審査課長 それは日本でもあるお話です。

○畑江委員 ありがとうございました。

○小泉委員長 どうぞ。

○村田委員 ちょっと2点教えてください。

1つは、「クロロタロニル」というのは、これは登録されているということですが、この基準値の見直しというのはどういういきさつなのかというのを、1つ教えてほしいのと、それから、形式的な話なんですけれども、今回随分スルフォニルウレア系の除草剤が幾つもあると思うんですけれども、作用機構のところが何か微妙に、ちょっと書き方が違うんですけれども、何かみんな同じような気がするんですけれども、何かそういう意図があるのかどうか、その辺のところ、教えてください。

○森口基準審査課長 「クロロタロニル」のほうでございますけれども、これはポジティブリスト制度が導入された以前に登録があったものについて、当時暫定基準を置いたものについては、登録があっても暫定基準があるという形になっていますので、今回、平成18年以来資料が日本国内のメーカーから出てきて評価依頼ができるようになったというものでございます。

それから、スルフォニルウレア系の除草剤ですが、特に14番の「メトスルフロンメチル」だけ何か詳しく、何の酵素を阻害してと書いてあるんですが、作用機序は変わりません。ただ、これは資料をつくるときに、全部横並びで整理すればよかったんですが、メーカーから出てきた資料を余りそこまでよく精査しないでつくってしまったということで、作用機序としては、すべてのこのスルフォニルウレア系の除草剤、アセト乳酸合成酵素、アミノ酸の合成酵素を阻害する。分岐しているイソロイシンとか、ああいうものの合成を阻害する酵素をブロックして成長阻害という作用機序は変わらないものでございます。

○村田委員 ありがとうございます。

○小泉委員長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ただ今御説明いただいたもののうち、農薬シエノピラフェンの1品目につきましては、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付で委員会決定いたしました、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取り扱いについての適用を受けるものと認められます。

また、今回の諮問に当たり試験成績が追加提出されておりますので、同委員会決定の1の(2)

の規定により、担当委員の廣瀬さんから、本品目に関しまして、先ほどの厚生労働省からの説明及び今回追加で提出されました資料に基づきまして、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて説明をお願いいたします。

○廣瀬委員 「シエノピラフェン」につきましては、作物残留試験のみが追加されているということでありまして、既存の評価結果に及ぼす可能性があるとは認められないと考えております。

以上です。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の御説明によりますと、農薬「シエノピラフェン」につきましては、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないとのことですので、専門調査会による調査審議を経ることなく委員会において評価対象を評価することとし、必要に応じて評価書を改訂することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 それでは、残り 13 品目の農薬につきましては、農薬専門調査会において審議することといたします。

森口基準審査課長、どうもありがとうございました。

## (2) 農薬専門調査会における審議結果について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「農薬専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当委員の廣瀬さんから説明をお願いいたします。

○廣瀬委員 それでは、資料2の5ページに沿って概要を説明したいと思います。

カルボキシアミド系殺菌剤である「フラメトピル」について、農薬抄録を用いて食品健康影響評価を実施いたしました。

本剤は、ミトコンドリア呼吸系のコハク酸脱水素酵素を阻害することによってイネ紋枯病をはじめ

めとする担子菌類に対して高い殺菌活性を示すと考えられております。

各種毒性試験の結果から、「フラメトピル」投与による影響は、ラット、マウス、イヌに共通して肝臓に認められ、種によって若干異なりますけれども、肝細胞肥大、肝細胞壊死、肝細胞の水腫変性、肝酵素の異常、肝重量の増加などの多彩な所見が観察されました。発がん性及び生体にとって問題となるような遺伝毒性は認められませんでした。

ラットを用いた発生毒性試験では、200 mg/kg 体重/日の投与群で胸腺頸部の残留及び過剰冠状動脈口といった内臓の変異の発生頻度の増加が認められましたが、奇形の増加は認められず、またウサギにおいては奇形及び変異の増加は認められませんでした。従いまして、これらのことから、「フラメトピル」に催奇形性はないものと考えられました。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.7 mg/kg 体重/日でありましたので、これを根拠として、安全係数 100 で割った 0.007mg/kg 体重/日を ADI と設定いたしました。

詳細につきましては事務局から説明をお願いいたします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料2に基づきまして補足の御説明をいたします。

「フラメトピル」という農薬の評価書でございまして、6ページをお願いいたします。

下の方に7. といたしまして開発の経緯がございます。このものは、我が国で開発されました殺菌剤で、我が国では1996年に農薬登録をされております。

記載は7ページになりますが、今回、魚介類の残留基準値の設定、それからてんさいへの適用拡大申請がなされたということがございます。

8ページから、ローマ数字のⅡといたしまして安全性に係る試験の概要がございます。1. の動物体内運命試験の(1)ラットの①の吸収につきましては、8ページの下の方になりますが、b. 吸収率にございますように、吸収率は98%以上であると考えられております。

10ページに「④排泄」という項目がございます。こちらのa. の尿及び糞中排泄にございますように、ラットへの経口投与後7日で97.4~100.1% TAR が尿及び糞中に排泄されたということがございます。

12ページから2. といたしまして植物体内運命試験がございます。こちらでは水稻、それからてんさい、さらに14ページで小麦、これらで試験が行われておりますが、可食部への残留は多いものではなく、特に多く残留した代謝物はございませんでした。

20ページをお願いいたします。

6. の作物等残留試験の（1）作物残留試験では、可食部におけるこのものの最高値は玄米での 0.13 mg/kg ということでございました。

（2）の乳汁移行試験では、搾乳した試料中のフラメトビル及び代謝物は、いずれも定量限界未満ということでありました。

次の 21 ページに、（4）といたしまして魚介類における最大推定残留値がございます。魚介類における最大推定残留値は 0.173 mg/kg と算出されております。

23 ページから毒性試験の関係となっております、24 ページから 10. といたしまして亜急性毒性試験がございまして、ラット、マウス、イヌで試験が行われております。先ほど廣瀬先生から御説明いただきましたように、肝臓での所見等が認められておりますが、それぞれの試験で無毒性量は求められております。

25 ページの下の方から、11. といたしまして慢性毒性試験及び発がん性試験がございまして。次の 26 ページの（2）のラットでの 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験、こちらの試験が ADI の設定根拠となった試験でございます。26 ページの下の方になります、無毒性量について、雄での無毒性量は 0.7 mg/kg 体重／日と考えられておりまして、発がん性は認められていないということでございます。

次の 27 ページには、（3）といたしましてマウスでの 78 週間発がん性試験がございまして。こちらでは発がん性は認められておりません。

27 ページの下の方から 12. といたしまして生殖発生毒性試験がございまして。（1）のラットでの 2 世代繁殖試験において、親動物及び児動物に対する無毒性量は設定できなかったということで、28 ページの下の方からの（2）のラット②の試験が行われております。こちらの試験では、記載は 29 ページになりますが、無毒性量が設定できているということです。

29 ページの下の方から（3）としてラットでの発生毒性試験がございまして。このものにつきましては、30 ページにありますように、最高用量である 200 mg/kg 体重／日投与群の胎児で低体重や内臓変異等が認められたということでございまして、無毒性量は母動物で 20 mg/kg 体重／日、胎児で 60 mg/kg 体重／日と考えられております。

（4）のウサギでの発生毒性試験では催奇形性は認められておりません。

30 ページの下の方の 13. の遺伝毒性試験では、マウスを用いた *in vivo* の小核試験の一部で陽性の結果がありましたけれども、混餌投与試験で小核は誘発されなかったことから、生体にとって問題となる遺伝毒性はないものと考えられております。

次の 31 ページ、表の下の方になりますが、代謝物に関する復帰突然変異試験の成績はすべて陰

性ということでございます。

32 ページから 14. といたしまして、その他の試験がございます。こちらの（２）、32 ページの下の方になりますが、（２）のフラメトピル原体の小核誘発機構検討試験、こちらの試験の結果、33 ページに記載がありますように、このものによります小核の誘発は、DNA に直接傷害を与える遺伝毒性でないことを支持するデータと考えられるという評価がなされております。

34 ページから食品健康影響評価がございます。34 ページのページの半ばから少し下のところに発生毒性関係の記載がございますが、ラットを用いた発生毒性試験で 200 mg/kg 体重/日投与群で内臓変異の発生頻度増加が認められましたが、奇形の増加は認められず、また、ウサギにおいては奇形及び変異の増加が認められず、これらのことから、フラメトピルに催奇形性はないものと考えられたという評価です。農産物及び魚介類中の暴露評価対象物質は、フラメトピル、親化合物のみと設定されております。結論につきましては、先ほど廣瀬委員から御説明いただいたとおりでございます。

本件につきましては、本日の委員会終了後、10 月 28 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

### (3) 平成 22 年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「平成 22 年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果について」です。

9 月 1 日に第 5 回調査・研究企画調整会議が開催されましたので、座長の廣瀬さんから報告をお願いいたします。

○廣瀬委員 それでは報告いたします。

9 月 1 日に開催いたしました「第 5 回調査・研究企画調整会議」におきまして、平成 22 年度に終了した食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果をとりまとめました。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○本郷情報・緊急時対応課長 それでは、お手元の資料3に基づきまして御説明いたします。

原則として3年間の実施期間を終了した食品健康影響評価技術研究課題は、食品健康影響評価技術研究の評価に関する指針に基づきまして事後評価を行うこととされております。今回、評価対象となった課題は、平成20年度に採択した5課題、21年度に採択した1課題、22年度に採択した1課題の、合わせて7課題でございます。

9月1日に開催されました第5回調査・研究企画調整会議及び第7回研究運営部会において、各研究者より提出された研究成果報告書の書類審査を行いまして、資料3のとおり事後評価結果をとりまとめました。

表をごらんください。左から研究課題番号、研究課題名、主任研究者（所属機関）、研究期間、研究費総額、研究の概要、評価結果及びコメントから構成されております。

事後評価の結果につきましては、この表右側の評価結果及びコメントをごらんください。評価結果として、「目標以上の成果が得られた」、「目標を達成した」及び「目標の達成には不十分であった」の3段階で示しております。評価対象7課題の内訳といたしまして、「目標以上の成果が得られた」が2課題、「目標を達成した」が2課題、「目標の達成には不十分であった」が3課題という結果になりました。また、コメントは、書類審査の際に委員から出されたコメント等をもとに、研究運営部会等において御議論いただきとりまとめたものでございます。

評価結果及びコメントの記載内容につきまして、各評価結果のカテゴリーの中から代表して1課題ずつ御説明いたします。

まず、1ページ目の研究課題番号0801、吉永先生が主任研究者の課題をごらんください。研究課題名は「日本人小児の鉛曝露とその健康リスクに関する研究」です。コメントとして「ほとんどデータのなかった日本国内の小児の鉛曝露レベルを明らかにした意義は大きい。限られたサンプル数であるため、曝露源の推定については、さらに検討が望まれる。今後の鉛のリスク評価への活用が十分に期待される」といたしました。これらの理由から、評価結果は「目標以上の成果があった」となりました。

次に、同じ1ページの課題番号0804、眞鍋先生が主任研究者の課題をごらんください。研究課題名は「プリオン遺伝子ホモ K0 牛の特性に関する研究」です。コメントとして「プリオン遺伝子ホモノックアウト牛を作成し、その特性の一部を解明したことは意義がある。しかし、長期間の観察が必要な研究内容が多く、3年間での目標達成は困難であった。リスク評価に活用するには、さ

らに多くの知見を集積する必要がある」といたしました。これらの理由から、評価結果は「目標の達成には不十分であった」となりました。

最後に、4 ページ目の研究課題 0901、青山先生が主任研究者の課題をごらんください。研究課題名は「内分泌かく乱作用が疑われる化合物の実験動物を用いた低用量影響評価法の確立」です。コメントとして、「内分泌かく乱物質の低用量影響評価に基礎飼料中の植物性エストロゲンが問題となることを明らかにした結果は有用性が高い。更にリスク評価に活用するためには、早期に学術論文としてまとめ、ピアレビューを受ける必要がある」といたしました。これらの理由から、評価結果は「目標を達成した」となりました。

他の課題につきましても同様に評価結果及びコメントを取りまとめましたので、御確認をお願いいたします。

なお、課題番号 0901 の青山先生及び 1004 の江口先生に確認しましたところ、御2方とも現在、学術論文の寄稿の準備を進めているとのことですので、追加で口頭にて御報告させていただきます。

本日、この事後評価結果を認めていただければ、直ちに各主任研究者に結果を通知し、食品安全委員会のホームページ上に掲載いたしまして、広く国民の皆様にも周知いたします。

また、10月26日水曜日、10時から今回評価を行いました7課題につきまして研究成果発表会の開催を予定しております。成果発表会の開催案内につきましては、速やかに食品安全委員会ホームページに掲載し、首都圏の大学事務局へ案内状を送るなど、広く参加の募集を行うこととしております。

報告は以上でございます。

**○小泉委員長** ありがとうございます。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

**○村田委員** 1つ教えてほしいんですけども、1004の研究課題で、市販の鶏卵についてサルモネラを調べている研究がありますが、これは1年間に10万個も調べたということなんですけれども、この結果は、従来言われているものと大体同じようなものだと理解してよろしいのでしょうか。

○本郷情報・緊急時対応課長 過去のものも幾つか拾ってみたのですが、1つ、食品安全委員会でリスクプロファイルをまとめておりますけれども、その中の記載によりますと、食品安全委員会で実施した3,000個の鶏卵を対象とした任意調査結果では汚染率は0%だったということが書いてございます。その中に、併せて米国で実施された鶏卵の汚染率は0.03%未満であったという記述がございます。

さらに、19年に食中毒原因微生物のリスク評価案件の選定に関する意見交換会というのを食品安全委員会として実施しておりますが、その際に、微生物・ウイルス合同専門調査会の中村専門委員がおまとめになったスライドがございまして、その資料によりますと、1万個に3個程度の汚染だということで、0.03%の汚染率になるという記述がございました。

そのほか、国立医薬品食品衛生研究所の報告、文献調査報告ですが、これは2009年の報告でございまして、その中で引用されている文献で、大阪で調べた2004年から2006年の調査結果として、9,010サンプルを調べて0.03%の汚染率。全く同じ数字になってございます。

それから、日本養鶏協会のホームページを見ましたら、これは若干古いですが、1992年の調査ということで、1万個に3個ぐらいの汚染卵が見つかりましたということで、これも0.03%になります。

ということで、一般的な調査は0.03%で、今回の調査結果は、それより1桁低い0.0029%というような状況でございます。

○村田委員 分かりました。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。ほかに何か御質問ございませんか。

それでは、平成22年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果につきましては、資料3のとおり決定するというのでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 なお、事務局からも説明がありましたが、この研究成果を国民の皆様に発表する場として、10月26日に食品健康影響評価技術研究成果発表会を開催いたします。詳細につきましては追ってホームページ等でお知らせいたしますので、多くの皆様の参加をお待ちしております。

#### (4) 食品安全委員会専門調査会運営規程等の一部改正について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全委員会専門調査会運営規程等の一部改正について」。

事務局から説明をお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、資料4-1及び資料4-2に基づいて御説明いたします。

まず資料4-1でございます。今回の改正の趣旨でございますが、本年10月1日付で企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会及び緊急時対応専門調査会が企画等専門調査会として統合されることに伴いまして、そこがございますように、食品安全委員会専門調査会運営規程を含む7食品安全委員会決定について改正するものでございます。

その具体的な内容でございますが、資料4-2をごらんいただきたいと思います。

最初の頭紙ということで、附則に「この決定は、平成23年10月1日から施行する」ということで、施行日を本年10月1日としております。

それぞれの委員会決定の改正の具体的な内容でございますが、1ページめくっていただきまして、まず食品安全委員会専門調査会運営規程についてでございます。左側が改正案、右側が現行規定でございます。

まず第1条について改正しておりますが、文言の適正化を行ったものでございます。

それから、第2条、第3条及び別表を改正しておりますけれども、これは各専門調査会の所掌事務の規定の整理、つまり別表にすべてまとめて記載することとしたものでございます。

なお、企画等専門調査会の所掌事務につきましては、現行の3専門調査会の所掌事務をまとめたものでございます。

1ページおめくりいただきまして、食品安全委員会緊急時対応基本指針でございますが、これは専門調査会の名称変更でございます。

それから、委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画専門調査会に提出する資料に盛り込む事項についてでございます。まず題名を適正化する点、それから、柱書きで食品安全委員会について略称規定を置いております。それから専門調査会の名称変更ということでございます。

それから、4ページに行っていただきまして、企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方についてでございます。これも題名の適正化と専門調査会の名称変更でございます。

それから、5ページに行ってくださいまして、食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針、これも専門調査会の名称変更でございます。

それから、6ページに行ってくださいまして、平成23年度において企画専門調査会に調査審議を求める事項についてでございます。まず題名の専門調査会の名称変更、それから、先ほど御説明いたしました専門調査会運営規程の見直しに伴います関係で柱書きの部分を改正しております。それから、食品安全委員会の略称規定を置いた関係の改正でございます。

それから、最後に、平成23年度食品安全委員会運営計画についてでございます。まず第2の1の(2)において専門委員会の名称変更、それから3専門調査会の統合に伴いまして、現行運営計画の第2の1の(3)、(4)、それぞれの記載を改正後の第2の1の(2)にまとめております。それから、8ページのところで専門調査会の名称変更を行っております。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、資料の4-2のとおり、食品安全委員会専門調査会運営規程等の一部改正を行ってよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(5) その他
---------

○**小泉委員長** ほかに議事はございますか。

○**井原総務課長** 特段ございません。

○**小泉委員長** それでは、これで本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合につきましては、来週10月6日木曜日、14時から開催を予定しております。

また、明日30日金曜日、14時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が非公開で開催される予定となっております。

以上をもちまして第401回食品安全委員会会合を閉会といたします。

どうもありがとうございました。